

## 自主防犯活動に伴う防犯グッズ貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、犯罪のない安全で安心して暮らすことができるまちづくりの推進のため、自主的に防犯活動を行う市内の自治・町内会等の住民組織・団体（以下「自主防犯活動団体」という。）に対する防犯グッズの貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

(自主防犯活動団体の範囲)

第2条 防犯グッズは、計画的な自主防犯活動を行う次のいずれかに該当する自主防犯活動団体（以下「被貸出者」という。）に対し貸出しする。

- (1) 地域の自治会、町内会
- (2) 前号を除く市内での自主防犯活動を目的とした住民団体
- (3) 市内の商店会等

(防犯グッズの貸出)

第3条 防犯グッズは、予算の範囲内で貸出しするものとし、貸出しする防犯グッズ（以下「貸出品」という。）の種類、数量、被貸出者及び貸出期間等は別に定める。

(貸出申請書の提出)

第4条 防犯グッズの貸出しを受けようとする被貸出者は、市長に対し、防犯グッズ貸出申請書（第1号様式）を提出するものとする。

(貸出品の取扱)

第5条 被貸出者は、常に貸出品を善良な管理者の注意をもって使用し、保管しなければならない。

2 貸出品は、他人に譲渡し、変造し、又は貸出しの目的以外に使用してはならない。

(貸出品の返納)

第6条 被貸出者は、自主防犯活動の中止、休止又は不要となったときは、直ちに貸出品を市長に返納しなければならない。ただし、次の場合は、この限りではない。

- (1) 災害その他避けることのできない事故により貸出品を滅失したとき。
- (2) その他やむを得ない特別の理由があると市長が認めたとき。

(委任)

第7条 この要領の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、平成17年6月7日から施行する。

付 則

この要領は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 23 年 5 月 12 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 23 年 5 月 30 日から施行する。

付 則

この要領は、平成 27 年 5 月 27 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 2 年 4 月 16 日から施行する。